

薬 第 994 号

平成26年3月31日

各保健所設置市薬務主管課長 様

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課長

登録販売者試験に係る「試験問題の作成に関する手引き」の改訂について（通知）

このことについて、平成26年3月10日付け薬食総発0310第1号により厚生労働省医薬食品局総務課長から、別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、別紙の団体へは通知済みです。

また、別添の通知は神奈川県ホームページ「かながわの薬事情報」に掲載しております。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4551/>

問い合わせ先

薬事指導グループ 中山

電話 045-210-1111 内線 4968



通知済み団体

公益社団法人神奈川県薬剤師会
社団法人神奈川県医薬品登録販売者協会
一般社団法人神奈川県登録販売者協会
社団法人神奈川県医薬品配置協会

薬食総発 0310 第 1 号
平成 26 年 3 月 10 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

「試験問題の作成に関する手引き」の改訂について

登録販売者試験（薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 36 条の 4 第 1 項に規定する試験をいう。以下同じ。）については、「登録販売者試験の実施について」（平成 19 年 8 月 8 日付け薬食総発第 0808001 号厚生労働省医薬食品局総務課長通知）によりお示しした「登録販売者試験実施要領」において、試験は「試験問題の作成に関する手引き」（以下「手引き」という。）から出題するものとされています。

今般、平成 23 年 5 月にとりまとめられた医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業「登録販売者に必要な資質及びそれを確保するための登録販売者試験の適正な実施に関する研究」の報告書並びに「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 103 号）、「薬事法施行令の一部を改正する政令」（平成 26 年政令第 25 号）及び「薬事法施行規則の一部を改正する省令」（平成 26 年厚生労働省令第 8 号）の内容を踏まえ、別添のとおり、手引きを改訂し、平成 26 年 6 月 12 日から適用することとしました。

貴職におかれましては、内容につき御了知の上、貴管下関係業者等に周知いただくとともに、手引きの改訂に伴い、今後行われる登録販売者試験について受験者の混乱等が生じないよう考慮の上、適正な実施をお願いします。

